

事業者向け

被災証明書の申請をお考えの方へ

石川県なりわい再建支援補助金・小規模事業者持続化補助金・中小企業者持続化補助金で**店舗等の修繕**を検討している場合、**罹災届出証明書**の添付があれば、補助金申請が可能です。

以下の場合に**被災証明書（被災の判定があるもの）**が必要です。

- ・ **なりわい再建支援補助金**を活用し、**店舗等を建て替える**場合
- ・ **公費解体・自費解体**により**店舗等を解体する**場合

| 補助金等 | 事業内容 | 必要書類 |
|---|------|---|
| なりわい再建支援補助金 【処分制限期間】 木造事務所 24年 木造店舗 22年 食料品製造業用機械 10年 など | 建替え | 被災証明書 【必要な判定】 全壊 大規模半壊 |
| | 修繕 | 罹災届出証明 |
| 小規模事業者持続化補助金 中小企業者持続化補助金 【処分制限期間】5年以内 | 修繕 | 罹災届出証明 |
| 公費解体・自費解体 | 解体 | 被災証明書 【必要な判定】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 |

※被災の程度が【**中規模半壊・半壊**】であっても、なりわい再建支援補助金を活用し、**建替え**による復旧を行うことは可能ですが、この場合、建替え費用ではなく、**原状回復（修繕）費用が補助上限額**となります。

※上記補助金を活用し、**50万円以上の施設整備・修繕や設備の購入・修繕をする場合**、それらの資産は「**処分制限財産**」に該当し、補助事業の完了後も一定期間において**処分（補助目的外での使用、譲渡、売却、廃棄等）が制限されることがあります**。処分制限期間内に処分する場合は、必ず交付申請先の団体へ承認を申請し、承認を受けなければなりません。

<お問合せ先>

七尾市産業部産業振興課（TEL：0767-53-8565）